

要 請 項 目

石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 地震被害想定等を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準について検証等を行い、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 事業者が実施する液状化・津波対策、護岸改修等の支援の継続と拡充に取り組みとともに、年度当初の事業執行でも活用出来る様に柔軟な制度運用を図ること。
- 3 経年劣化した施設の維持管理技術の開発や施設改修への支援の取組、また、保安人材育成の支援の取組を進めること。

■ 要請の背景

- 首都直下地震の被害想定においては、東京湾沿岸におけるコンビナート施設にて内容物等の流出約 60 施設、破損等約 730 施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しや検証の実施とともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化や民有護岸の耐震改修に対する支援、加えて、I o T等を導入した産業保安の支援など、強靱化に向けた取組や人材育成の取組が必要です。
- 石油コンビナート地域における強靱化は、国、自治体及び事業者が役割に応じた取組が必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興

川崎臨海部の石油コンビナート地域の現状

- ・ 2,300の事業所が立地・63,000人が就業
- ・ 石油精製、鉄鋼、化学、電力、ガス等の多様な産業が集積しており、エネルギー産業が集まった 日本を代表する石油コンビナート地区であり、本市のみならず、首都圏全体の市民生活や経済活動を支えている大変重要な地域。
- ・ 立地企業は多くの危険物を取り扱っていることから一定の災害対策を講じているものの、大規模災害時には周辺地域への影響に加え、市民生活や経済活動への多大な影響が生じる恐れがある。

<首都直下地震における被害想定>

内容物の流出 約60施設
破損等 約730施設

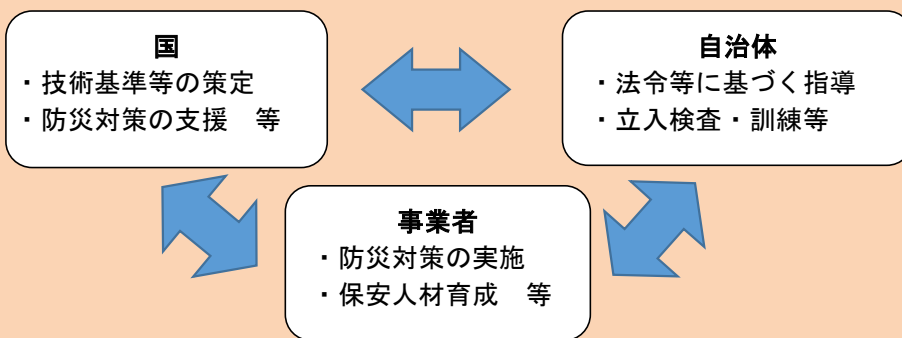


防災対策が必要

首都直下地震対策、国土強靱化に基づく取組

川崎市では、以下の計画を策定
臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的とした「川崎市臨海部防災対策計画」
強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため「かわさき強靱化計画」

**国、自治体、事業者が役割に応じ、連携して、
防災対策に取り組むことが必要**



取組を推進するために

国は首都直下地震の被害想定等を踏まえ、

- ・ 法令等に基づく技術基準の検証や見直し
- ・ 事業者の行う防災対策を支援する補助制度等の継続、弾力化
- ・ IOTによる維持管理技術の開発や施設改修への支援
- ・ 事業者が行う保安人材育成への支援

が必要

外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について

【総務省・法務省】

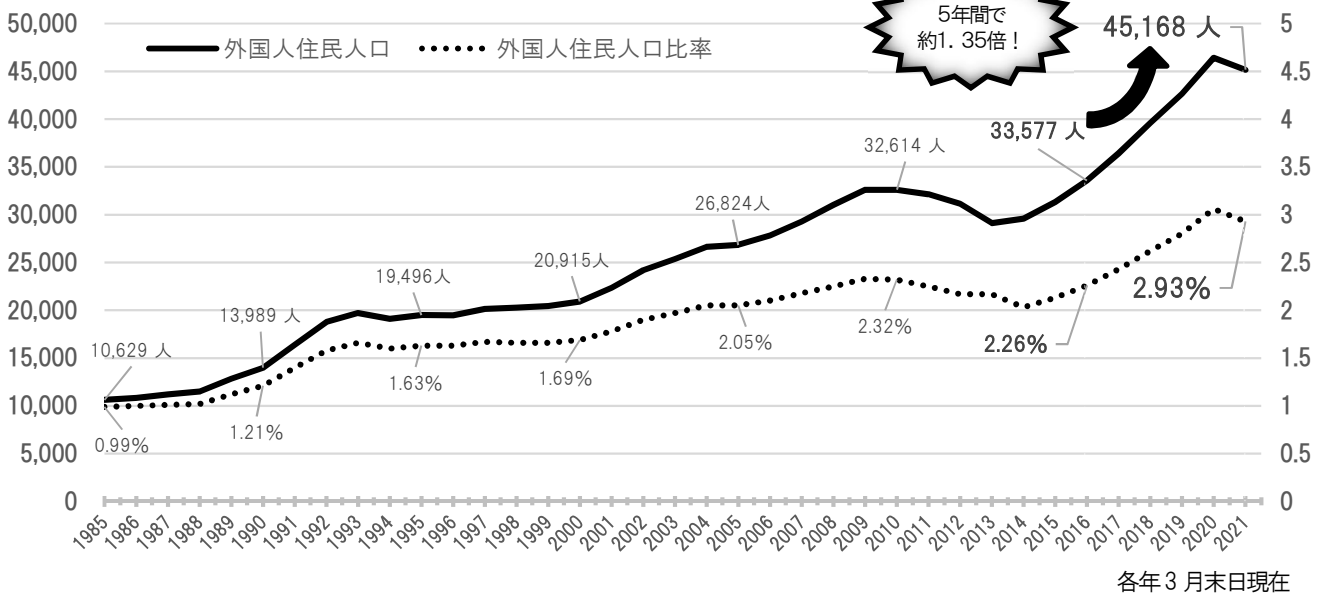
■ 要請事項

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた基本となる法律を整備すること。
- 2 地方自治体が外国人の支援ニーズにきめ細かく即応できるよう、財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 現在、川崎市には135を超える国・地域からなる約45,000人の外国人が生活しています。その数は5年間で約1.35倍増加し、今後もさらに増加が見込まれる中、多様な言語・文化的背景を持つ外国人が地域で安心して生活できるよう、支援ニーズにきめ細かく即応する必要があります。
- また、外国人との共生社会の実現に向けた取組は将来にわたる国全体の課題であるものの、現在では法的な位置付けがないまま、地方自治体独自の取組として実施されており、財政状況や支援に対する専門的な知見の有無などによって違いが生じています。
- 共生社会を推進する法律を整備することにより、国と地方の役割と責任を明確にし、国と地方が一体となって共生社会の実現に向けた取組を推進することで、共生に関わる各主体が連携を図りながら効果的に取組を進めることや、国全体として必要な取組を地域の実状に応じてきめ細かく実施することができます。
- 本市では、外国人の支援ニーズにきめ細かく即応するため、様々な取組を実施していますが、その中でも独自の取組や、財政措置があっても上限額や交付率などが定められている取組については大きな負担となっています。将来にわたり共生社会の実現に向けた取組を着実かつ持続的に実施していくことができるよう、自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用することができる財政支援メニューや、外国人人口の規模に応じた弾力的な財政措置などが必要です。

■ 川崎市の外国人人口・人口比率の推移



■ 外国人相談件数の推移

年度	H28(2016)	H29(2017)	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)
相談件数(件)	1,668	1,784	1,558	1,702	2,895	2,976

5年間で約1.8倍!

■ 川崎市の実践例

多文化共生社会推進指針	外国人市民代表者会議	外国人市民意識実態調査
広報資料の多言語化	やさしい日本語ガイドライン	外国人市民情報コーナー
SNSによる情報発信	外国人相談窓口	区役所総合案内の多言語化
通訳サービスの活用	音声翻訳機の活用	ボランティアの育成
外国人介護人材の受入れ	居住支援	日本語指導が必要な児童生徒

法的な位置付けがなく、自治体により取組に差異

共生社会の実現に向けて

- 国と地方の役割と責任を明確化、一体となった取組を推進するため
 - ➡ 共生社会を推進する法律の整備が必要
- 取組の着実かつ持続的な実施のため
 - ➡ 支援ニーズにきめ細かく即応できる財政措置が必要

就労支援事業に係る財政措置等について

【厚生労働省】

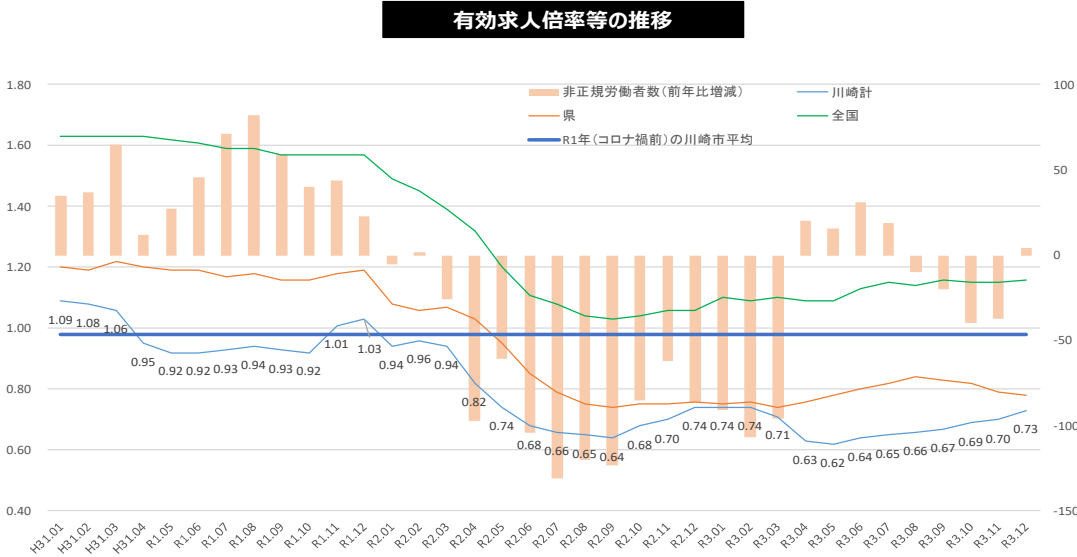
■ 要請事項

非正規労働者等に対する能力開発を図り、キャリア形成にかかる伴走型就労支援事業への財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 求職者や非正規労働者の正規雇用化については、長く重要な課題となっており、更に、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、正規雇用化を着実に促進する必要性は増しています。
- 新型コロナウイルス感染症以前（平成31年1月～令和元年12月）においては、平均0.98ポイントであった川崎管内の有効求人倍率が、最低で0.62ポイントまで急速に落ち込み、就職氷河期世代や女性の離職者、非正規労働者等を中心に正規雇用での就職は一段と厳しい状況となっています。
- 一方、社会全体でデジタル化が進む中、IT技術を有する人材は不足しており、日本・東京商工会議所が実施した調査において、情報通信・情報サービス業は、建設業、介護・看護業に次いで、第3位に人手不足の状況にあるとの結果が出ており、求人ニーズの高い職種となっています。
- 国は、求職者支援制度等によりIT訓練等を実施していますが、IT訓練等にとどまらず、就労支援まで一貫通貫した事業を実施することで、より正規雇用が創出されると考えられるため、本市独自に、幅広い求職者等に対して、IT技術に関わる資格取得に資する講座等の実施による能力開発・キャリア形成を図るとともに、企業へのインターンシップなど正規労働者として採用されるまでの一連の伴走支援を行う就労支援事業を進め、求人と求職のミスマッチの解消に努めています。
- 一方、伴走型就労支援事業については、支援に要する経費が増嵩するため、当該事業の実施にかかる財政措置が必要です。

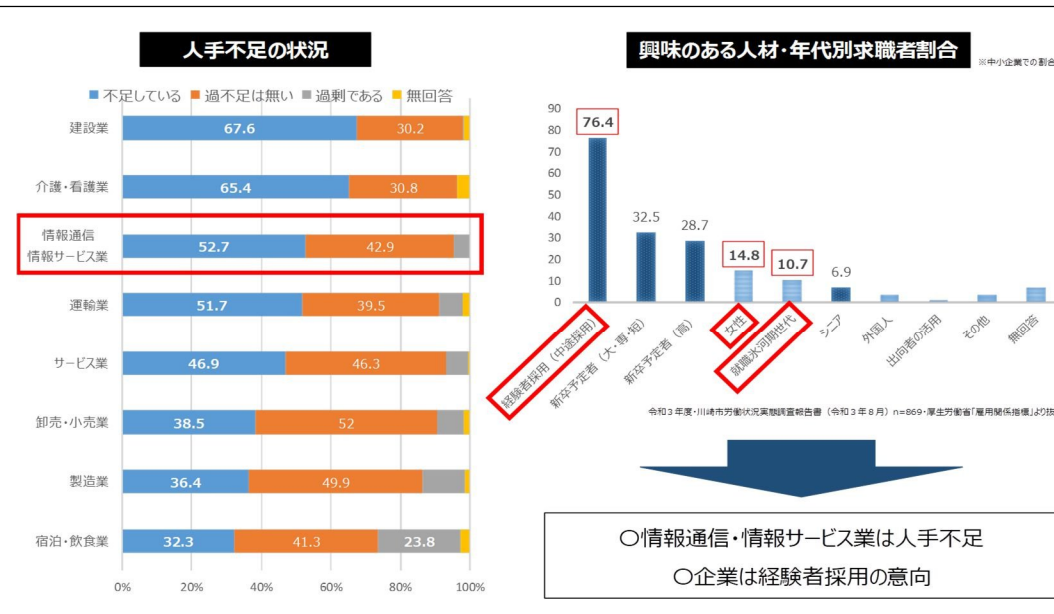
■川崎市等の有効求人倍率の推移



○平成 31 年 1 月～令和元年 12 月の川崎管内の有効求人倍率は平均 0.98 ポイント。

○新型コロナウイルス感染症の影響により、最低で 0.62 ポイントまで急速な落ち込み

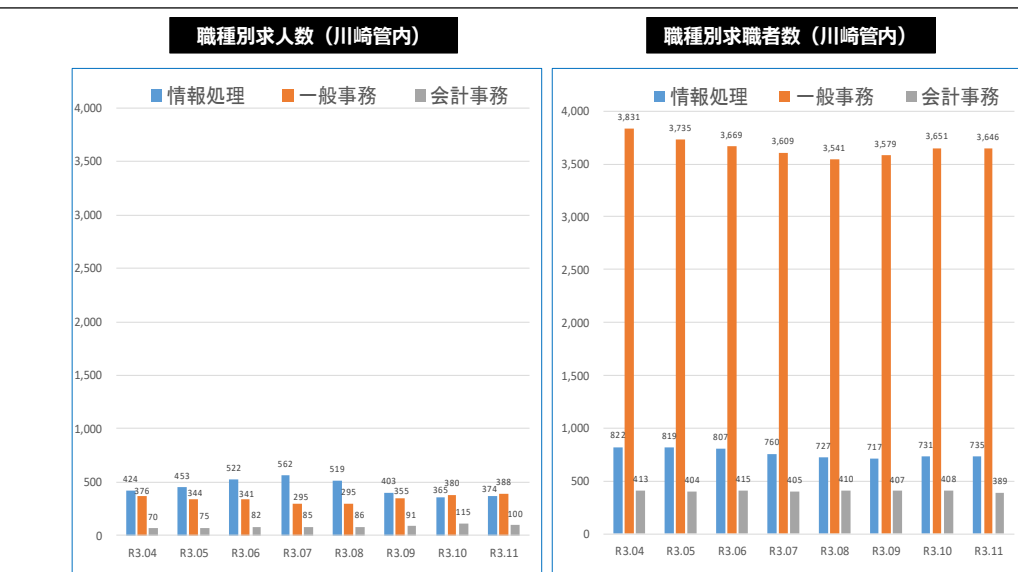
■情報通信・情報サービス業の人手不足の状況



○人手不足の状況について、情報通信・情報サービス業が 3 位。

○企業による興味のある人材・年代別求職者は、「経験者採用」が高く、「女性」や「就職氷河期世代」への関心は低い。

■IT人材等の育成による求職と求人のミスマッチの解消



○一般事務職は、求人数に対して求職者数が約 10 倍。

○情報処理は、求人数に対して求職者数が約 2 倍。

→情報処理に対応する IT 人材等を育成することにより、求人と求職のミスマッチを解消

政策医療の維持にかかる支援の強化について

【総務省・厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 不採算医療である小児救急や周産期医療等の政策医療について、診療報酬及び補助金を大幅に引き上げること。
- 2 新型コロナウイルス感染症をはじめ、今後の新興・再興感染症対応にかかる交付金等については、地域の実情に応じたより機動的な対応を行えるよう、指定都市に直接交付を行うとともに、対象事業を柔軟にすること。
- 3 地域医療構想における具体的対応方針の再検証要請等は、今後の新興・再興感染症の拡大や大規模自然災害等への対応も見据えた慎重な議論を行うこと。

■ 要請の背景

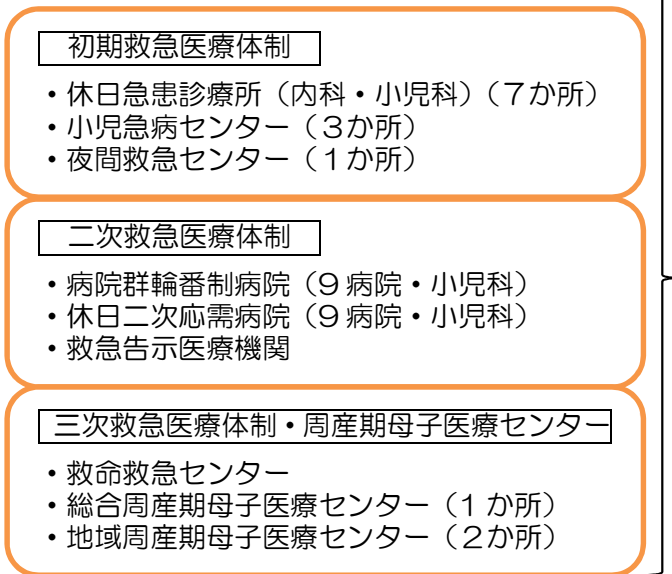
- 小児救急や周産期医療等のいわゆる5事業や、新興・再興感染症に係る医療等については、国民の命と健康を守るため国が政策的に主導していますが、全国一律の診療報酬体系や現在の地方財政措置では、市町村に多大な財政負担が生じています。
- 将来にわたり安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、地域医療の確保において重要となる政策医療に対する国の支援の拡充が不可欠です。
- 人口が集中する都市部では、医療需要が非常に高く医療資源が集中していることから、地域の実情に応じた速やかな医療提供体制の構築が求められますが、今般の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については指定都市へ直接交付されず、対象事業も限定されているため、適時・的確な支援に支障を来たしています。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に係る医療提供において公立・公的医療機関が果たした役割を踏まえ、具体的対応方針の再検証では、今後の新興・再興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応を見据えた検討が求められます。

■ 主な費用

(単位：千円)

令和4年度予算	総事業費	財源
小児救急医療関係事業	408,492	国庫補助金 16,313、一般財源 369,221 他
市立病院における小児救急医療経費	356,130	医業収益 219,672、一般会計繰入金 136,458
周産期救急医療事業	148,241	一般財源 148,241
新型コロナウイルス感染症対策事業費(医療施設分)	419,892	一般財源 419,892

小児救急・周産期等の医療体制（川崎市）



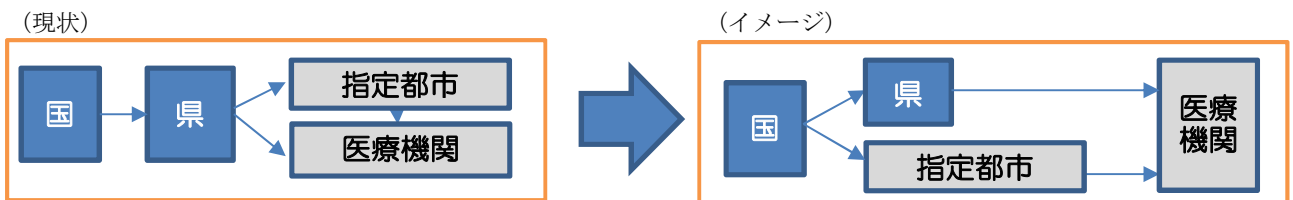
課題

- ・小児医療・周産期医療等の不採算
- ・小児科医師、産科医師の不足
- ・実支出額と比して著しく低い補助金

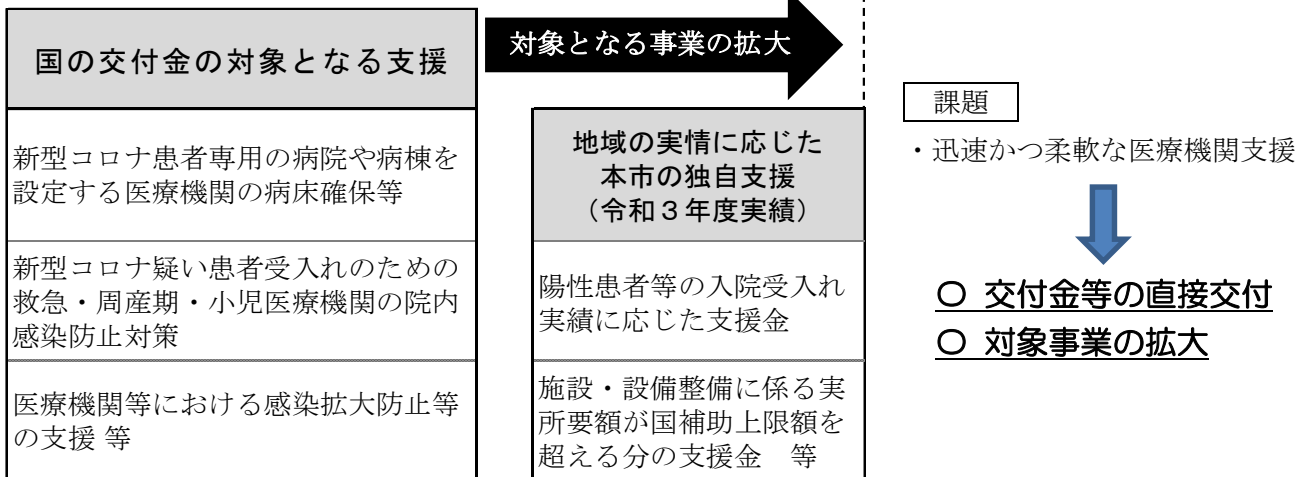


- 診療報酬の引き上げ
- 財政措置（補助金）の拡充

緊急包括支援交付金（医療分）の流れ



緊急包括支援交付金（医療分）の対象



公立・公的医療機関等が担うべき主な機能

- 高度急性期・急性期機能や不採算部門等の医療提供など
 - 救急・小児・周産期・災害・精神などの不採算・特殊部門に関わる医療提供
 - 地域の民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供 等
- +
- ★ 新興・再興感染症への医療提供体制の中核機能、大規模自然災害等への対応

予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

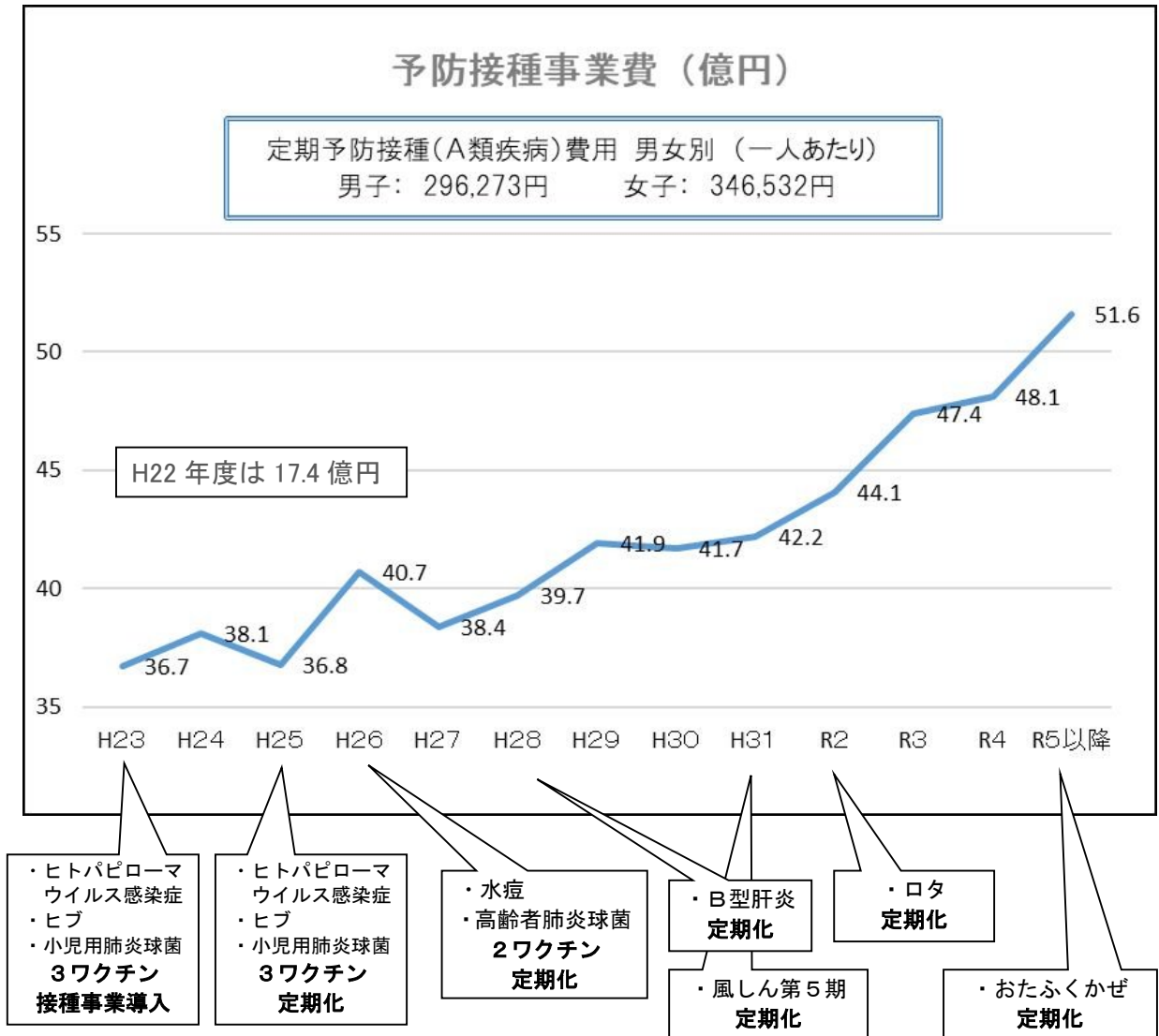
■ 要請事項

- 1 平成 24（2012）年 5 月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された提言に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、確実な財政措置を行うこと。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化にすること。

■ 要請の背景

- 平成 24（2012）年に示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置付けるとされ、平成 25（2013）年度以降、定期予防接種化が進んでおり、今後は、おたふくかぜの定期接種化についても検討されています。任意予防接種は、原則、全額自己負担となることを踏まえ、早期に定期化する必要があります。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、A類は事業費の 9 割、B類は事業費の 3 割が地方交付税措置されていますが、特にA類については、本市を含め、ほとんどの自治体が全額公費負担していることを踏まえ、制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、措置を拡充する必要があります。
- また、令和 4 年度から、これまで勸奨を控えていたヒトパピローマウイルス感染症に係るワクチン接種の勸奨再開及びキャッチアップ接種が実施されることから自治体の負担が拡大することが想定されています。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時の救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

本市における予防接種事業の財政負担



※ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについて、積極的接種勧奨差し控えのため、25年度以降の経費は24年度実績額による見込み。

**任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化された場合の
本市負担額**

48.1億円 → 51.6億円

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、
予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な財政措置を講ずること。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業及びホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

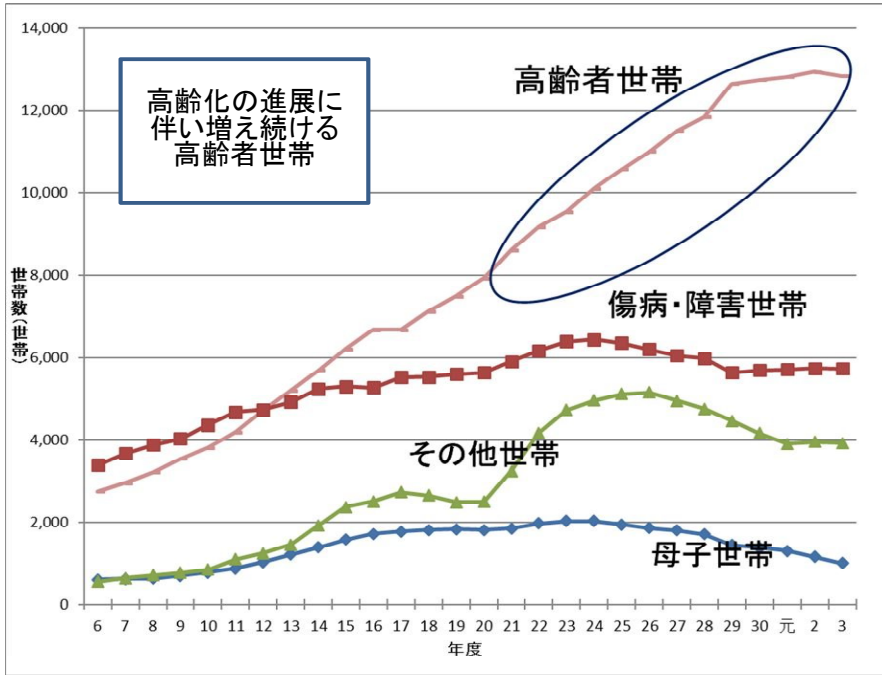
■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、生活保護制度の抜本的な見直しを提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は増え続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第25条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担するべきものです。
- 生活困窮者自立支援制度は、対象者が生活保護に至る前に、早期に支援を行う第2のセーフティネットとしての役割を担っているものです。自立相談支援事業等においては、多様で複合的な課題を抱える多くの相談者により丁寧な寄り添い型支援を効果的に実施することが必要です。また、学習支援事業は、進学に向けた学習の支援だけでなく、居場所提供や生活習慣習得支援など「貧困の連鎖防止」に向けた取組として重要な役割を果たしています。ホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策の推進が必要です。これらを勘案し、基準額の加算措置を継続した上で、平成27（2015）年の法施行以前と同様、国がその費用の全額を負担するべきものです。

■ 本市の取組

- 就労に向けた支援を要する生活保護受給者等に対し、国の補助金を積極的に活用し、多様な支援に取り組んできた結果、保護脱却を含む経済的自立に結びつけてきました。しかしながら、複合的で困難な課題を抱えた就労能力や意欲に欠ける対象者が残っており、既存メニューの見直し等による施策の強化を図る必要があります。

1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移

[単位:億円]

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
H30決算	568	417	151
R4予算	578	428	150

生活保護制度は、国の責任において全国一律に実施する制度である

⇒ **国が費用の全額を負担すべき!**

2 生活困窮者自立支援制度にかかる国費について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～令和4年度・・・制度化による国費率の削減(3/4、2/3、1/2)
(モデル事業(10/10))

(単位:千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率 負担率	令和3年度協議額		
		事業費	国負担額※	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	239,234	179,426	59,808
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)	3/4	148,555	111,416	37,139
③ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業(自立相談支援事業)				
④ 生活困窮者・ホームレス自立支援センター事業等(一時生活支援事業)	2/3	231,098	154,065	77,033
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	735,000	551,250	183,750
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	12,696	8,464	4,232
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	17,105	11,404	5,701
⑧ 学習支援・居場所づくり事業(生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業)	1/2	108,485	54,242	54,243

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は除く。

**全額
国庫負担**

それまでの間は、**補助率の引上げが必要!**

この要請文の担当課/健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

児童虐待対策及び女性保護事業に係る体制等の強化について

【厚生労働省】

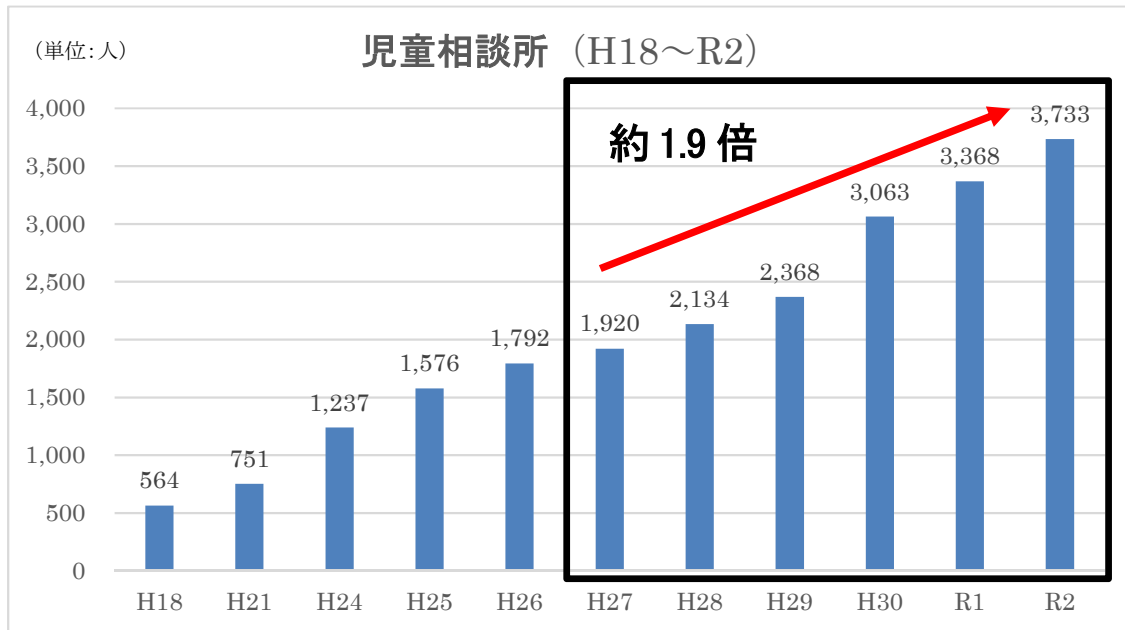
■ 要請事項

- 1 児童相談所及び区役所への専門職員の配置に向けて実効性のある人材確保・育成対策を講ずること。
- 2 児童虐待と関連の深い配偶者間の暴力等について、被害者への支援が適切に図られるよう財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 児童相談所の体制整備については、国において平成 30（2018）年 12 月に児童相談所や市町村の体制と専門性の強化について「児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）」が策定され、児童福祉司及び児童心理司の配置基準が示され、職員の増員に努めてきました。
- 本市においては、この間、児童虐待に関する相談対応件数が増加し続けており、毎年度、児童福祉司及び児童心理司の大幅な増員が必要となっています。
- 全国的に児童虐待の相談対応件数が増加する中で、地方財政措置は拡充されたものの、社会福祉職や心理職等の専門職種の人材確保は非常に困難な状況となっており、国の責任において実効性のある人材確保・育成対策を講ずることが必要です。
- また、児童虐待と配偶者間の暴力は、心身に重大な影響を与えるとともに著しく人権を侵害する行為であり、双方の事象には深い関係があります。また、長引くコロナ禍でDVを含む女性相談の件数は増加し続けています。
- 国は、女性保護を行う民間団体の掘り起こし、育成・強化、立ち上げ支援のため新たな制度を創設しましたが、様々な困難を抱える女性への相談支援や適切な保護を行うためには、都道府県を超えた広域的な取組が必要であるため、国の責任において民間シェルターの安定的運営に向けた支援の仕組みの構築が必要です。

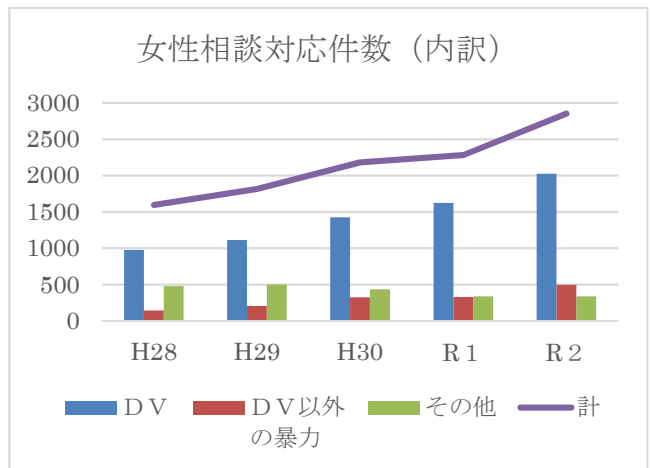
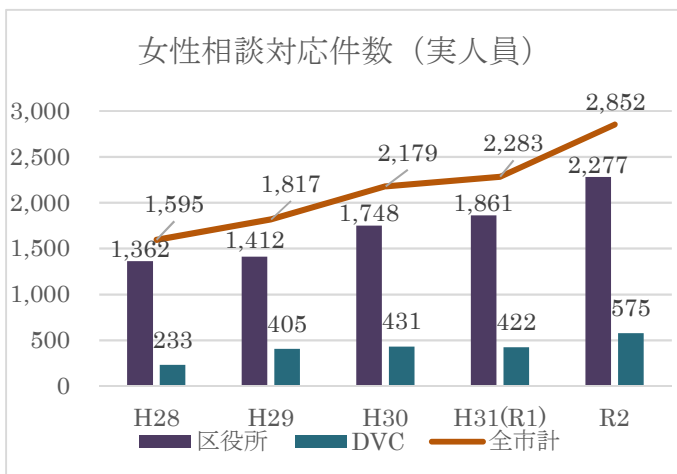
■ 本市児童相談所における児童虐待相談・通告件数の推移



本市児童相談所における相談・通告件数が増加し続けており、今後も引き続き児童福祉司及び児童心理司の増員が必要だが、都市部における人材確保は非常に困難

➡ 国の責任において実効性のある人材確保・育成対策が必要

■ 本市における女性保護事業を取り巻く状況



都道府県を超えた広域的な取組が必要

➡ 国の責任において民間シェルターの安定的運営に向けた財政支援の仕組みの構築が必要

教職員定数の改善と教育人材の確保について

【文部科学省】

■ 要請事項

- 1 義務教育9年間を見通した指導体制の確立や、教員の持ちコマ数の軽減により働き方改革にも資する教科担任制の本格導入について、全校実施が可能になるよう基礎定数化する等の定数改善を行うこと。
- 2 特別支援学級に在籍する障害児童生徒への適切な支援体制や、不登校等への早期発見・早期対応、急増する日本語指導を必要とする児童生徒への対応等、支援を必要とする多様な児童生徒に対応するため、コーディネーターを担う教員の全校配置が可能となるよう基礎定数化、さらに、特別支援学級の学級編制基準を特別支援学校と同等とする等の定数改善を行うこと。
- 3 小学校における教員希望者が全国的に減少する中、教員を志し、将来の学校教育を担う人材を増やすための効果的な施策を実施すること。

■ 要請の背景

- 教員の長時間勤務が全国的な課題である中、小学校における学級編制の標準の見直し（35人化）が行われたところですが、令和3年7月にまとめられた「義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について（報告）」による専門性を担保した授業の質の向上、小中学校間の円滑の接続、持ちコマ数の軽減によるさらなる働き方改革の推進等の効果を見据え、教科担任制の本格的な導入を行う必要があります。
- 学校現場では、特別支援学級の在籍児童生徒数の増加や、障害の重度・重複化、多様化、いじめや不登校、経済的に困難な家庭、外国人材の受け入れ促進に伴う日本語指導の必要な児童生徒など、支援を必要とするニーズが多様化していることを踏まえ、これらに対応してコーディネートする専門教員の配置が不可欠です。
- 一方、全国的に教員採用試験の受験者数、倍率が低下し、質の高い教員の確保が困難となっている状況の中、当面児童生徒数が増加する本市においては、これらの教育人材の確保は喫緊の課題です。将来の学校教育を担う人材を増やすため、効果的な施策を実施する必要があります。

■ 本市における支援を必要とする児童生徒数の状況の例

(1) いじめ認知件数の推移

年度	小学校	中学校	合計
28年度	1,165	231	1,396
29年度	1,923	253	2,176
30年度	2,973	263	3,236
元年度	4,027	349	4,376
2年度	3,688	260	3,948

令和2年度微減だが、増加傾向

(2) 日本語指導を必要とする児童生徒数の推移

年度	小学校	中学校	合計
元年度	441	150	591
2年度	520	167	687
3年度	637	154	791

2年間で1.4倍。毎年100名程度増加

(3) 事由別長期欠席状況の推移

年度	小学校						中学校					
	長欠	病気	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	不登校出現率	長欠	病気	不登校	新型コロナウイルスの感染回避	その他	不登校出現率
28年度	730	189	378		163	5.2	1,417	171	1,116		130	38.2
29年度	763	214	430		119	5.9	1,477	195	1,242		40	42.4
30年度	932	232	529		171	7.2	1,593	203	1,338		52	46.2
元年度	1,009	158	700		151	9.4	1,616	187	1,389		40	47.6
2年度	1,271	164	807	190	110	10.9	1,689	169	1,370	119	31	46.1

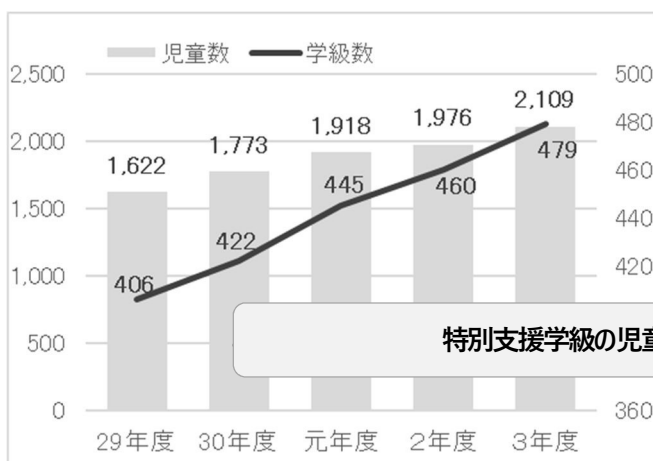
一貫して増加傾向

※令和2年度は、長欠＝病気＋不登校＋新型コロナウイルスの感染回避＋その他

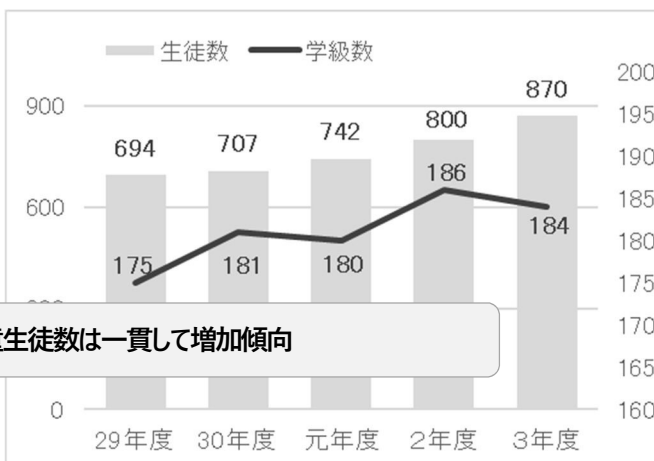
※不登校出現率は1,000人あたりの数(不登校者数÷全児童・生徒数×1000)

※令和2年度は、「新型コロナウイルスの感染回避」の項目が追加された。

(4) 本市小学校特別支援学級の推移



(5) 本市中学校特別支援学級の推移



特別支援学級の児童生徒数は一貫して増加傾向

少人数化、児童生徒増のほか、このような支援を必要とする児童生徒の増加に対応するための定数改善と同時に、将来を担う質の高い教員の確保が不可欠。

全国都市緑化かわさきフェア開催を踏まえた 公園等整備事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 富士見公園・等々力緑地については、全国都市緑化かわさきフェアのコア会場となるとともに、緑化フェアの先も見据えた民間活力導入による再編整備を進められるよう、必要な財政措置を講じること。
- 2 生田緑地については、緑化フェアのコア会場となるとともに、本市随一の緑の宝庫に相応しい整備が進められるよう、必要な財政措置を講じること。
- 3 緑化フェアの連携会場となる夢見ヶ崎公園などの公園緑地について、更なる魅力づくりやライフサイクルコストの縮減に向けた遊具の長寿命化など、整備及び戦略的な維持管理・更新に必要な財政措置を講じること。

■ 要請の背景

- 令和6年度の全国都市緑化かわさきフェア開催を踏まえ、更なるみどりの価値・魅力の創出、多様な主体との協働・共創の取組を推進する必要があります。
- 富士見公園、等々力緑地では、社会状況や生活様式の変化を踏まえた再編整備を進め、また、連携会場である夢見ヶ崎公園などの特色ある公園緑地においても更なる魅力を創出し、都市の価値を一層高めていく必要があります。
- 生田緑地では、多様な主体との協働により緑地の保全と利用の好循環を目指し、生物多様性に配慮した取組を進めており、更なる魅力の充実が必要です。
- 公園施設の戦略的な維持管理・更新により長寿命化を図るとともに、新たな日常に対応した公園の利活用などにより魅力的なオープンスペースの創出が必要です。

■ 費用

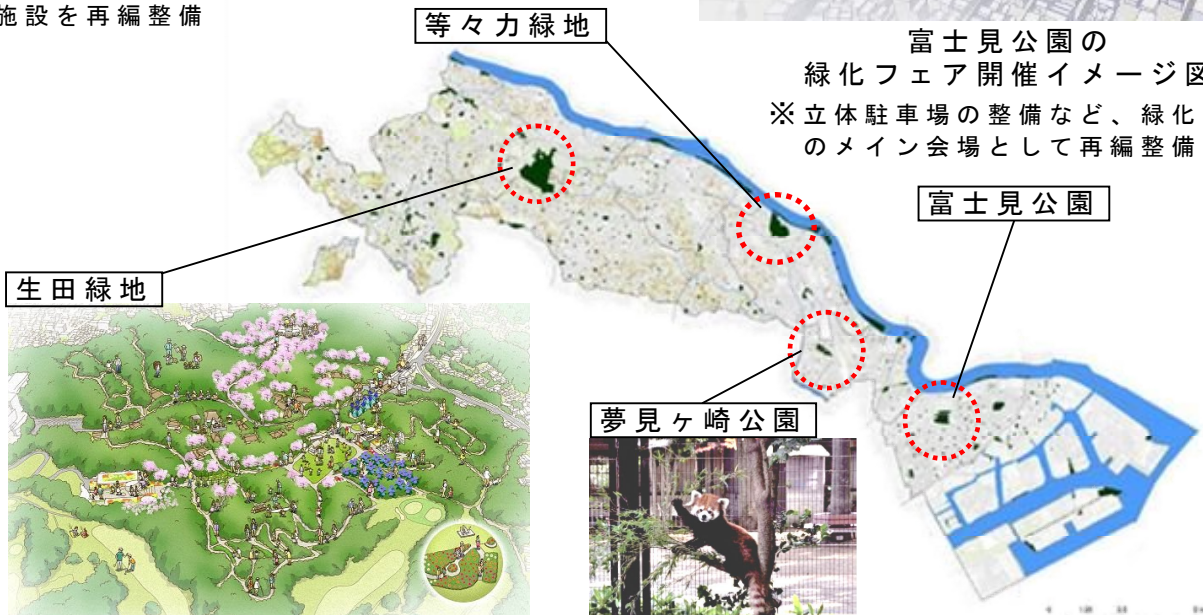
- 令和5年度計画事業費
 - ・ 用地取得費 約 2.1億円 (国費約 0.7億円)
 - ・ 整備費 約 27.1億円 (国費約 13.6億円)
 - ・ 効果促進事業費 約 1.0億円 (国費約 0.5億円)



等々力緑地の緑化フェア開催イメージ図
 ※フェア終了後、陸上競技場やアリーナなどの施設を再編整備



富士見公園の緑化フェア開催イメージ図
 ※立体駐車場の整備など、緑化フェアのメイン会場として再編整備

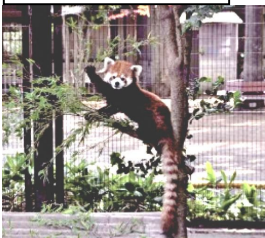


生田緑地



生田緑地の緑化フェア開催イメージ図
 ※アクセス路等の整備など

夢見ヶ崎公園



夢見ヶ崎公園
 ※管理棟及び園路の整備など

主な事業スケジュール

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
緑化フェア	会場準備等	緑化 フェア 開催		
富士見公園	会場整備等		再編整備	
等々力緑地	会場整備等		再編整備	
生田緑地	会場整備等		整備等	
夢見ヶ崎公園	管理棟・園路整備等		整備等	
公園施設の長寿命化			公園施設更新	

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390
 建設緑政局緑化フェア推進室 TEL 044-200-1736
 建設緑政局等々力緑地再編整備室 TEL 044-200-2417

緑地保全事業について

【国土交通省】

■ 要請事項

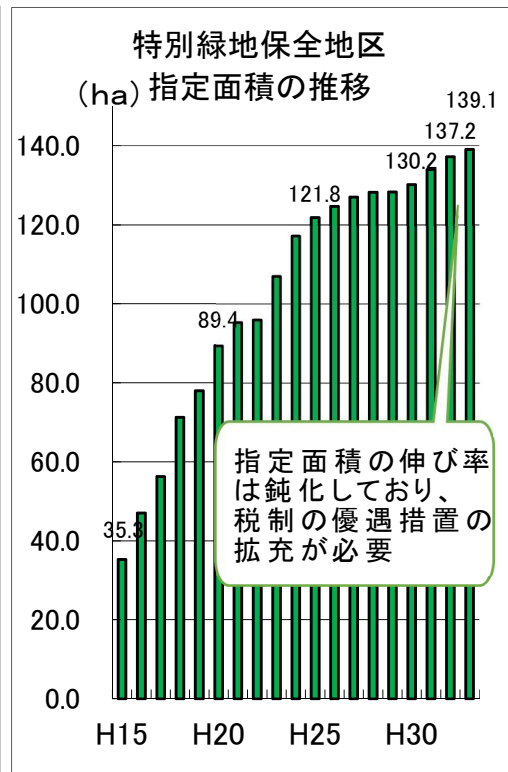
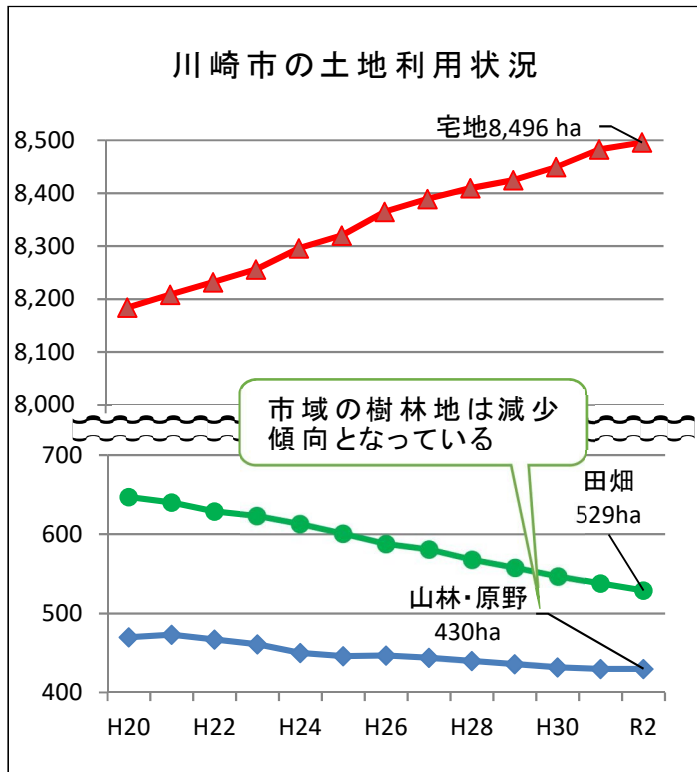
- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや、保全緑地のさらなる利活用などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 保全緑地の再生や樹木の維持管理に対する財政支援制度を構築すること。
- 3 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

■ 要請の背景

- 本市では、都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上、グリーンインフラの形成等に向け、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 本市では保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環を創出する取組を進めており、市民等との協働による保全管理活動を進める一方、管理施設や斜面地の安全対策を図る施設等の整備が必要となっています。
- 大径木化した樹木を中心にナラ枯れの被害が拡大していることから、樹木の萌芽更新や持続的な林床管理など保全緑地の再生や、生物多様性を保持させる樹木管理を行うための財政支援制度が必要となっています。
- 本市は、首都圏の中心部に位置しており土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

■ 費用

- 令和5年度計画事業費
約 11.6 億円 (国費 約 4.2 億円)
 - ・ 特別緑地保全地区用地取得費 (約 2.5ha) 約 9.6 億円 (国費 約 3.2 億円)
 - ・ 特別緑地保全地区整備費 約 2.0 億円 (国費 約 1.0 億円)



斜面安定整備工事
(長尾特別緑地保全地区)



保全緑地の利活用
(王禅寺四ツ田特別緑地保全地区)



市民協働による保全管理活動
(黒川よこみね特別緑地保全地区)



里山の風景
(黒川海道特別緑地保全地区)

緑地保全の取組を着実に進めるための必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

川崎臨海部の土地利用転換について

【内閣府・経済産業省・国土交通省】

■ 要請事項

- 1 南渡田地区で進めている、素材を中心とした研究開発拠点形成に向けた産業集積、基盤整備、制度設計などの取組に対して、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の積極的かつ集中的な支援措置を講ずること。
- 2 扇島地区における、水素や燃料アンモニア等の大量かつ安定的な輸入を可能とする受入環境整備やそれらを運搬するための基盤整備、大水深バースを活用した関連する港湾整備に対して必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 川崎臨海部では、基幹産業を取り巻く国内外の構造的な環境変化や、世界的なCO₂排出量削減の動きなどの課題に対応するため、「臨海部ビジョン」を策定し、新産業の拠点形成、カーボンニュートラル社会の実現、港湾物流機能の強化、災害対応力の向上及び交通機能の強化等のプロジェクトを推進しています。
- 特に、JFE スチール株式会社東日本製鉄所京浜地区においては、南渡田地区では国の「統合イノベーション戦略 2021」や「マテリアル革新力強化戦略」で示されている革新的なマテリアルの開発を具現化する研究開発拠点形成の取組を、扇島地区ではカーボンニュートラル社会の実現等に向け、水素や燃料アンモニア等のカーボンニュートラルエネルギーを供給・運搬・利用する機能などを整備するための大規模な土地利用転換の取組を進めています。
- 本市は、川崎臨海部の産業競争力強化やカーボンニュートラル化を牽引する素材を中心とした新たな研究開発拠点形成を目指していますが、南渡田地区における戦略的な機能集積や基盤整備によりこれらを実現するためには、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の積極的かつ集中的な支援が必要です。
- また、カーボンニュートラルエネルギーを供給・運搬・利用する機能の導入など段階的整備による大規模土地利用転換の早期実現には、交通基盤をはじめ、各種インフラの整備が求められ、このためには、計画的かつ長期的な財政措置が必要です。

■ 川崎臨海部における大規模土地利用転換について

【川崎市の取組】

- 令和3年2月1日付けで、「JFE ホールディングス(株)と川崎市との土地利用に関する協定」締結
⇒ 京浜地区の高炉等の休止に伴う影響に対処し、川崎臨海部における地域の持続的な発展に向けた土地利用を推進

◆これまでの取組

- 計画的な土地利用転換を図るため、「扇島地区土地利用検討会議」を設置し、有識者から当該地域が果たすべき役割や導入機能などについて意見聴取
⇒ 令和4年度に、高炉等休止前までに策定する「土地利用方針」の中間報告を取りまとめ

◆これまでの取組

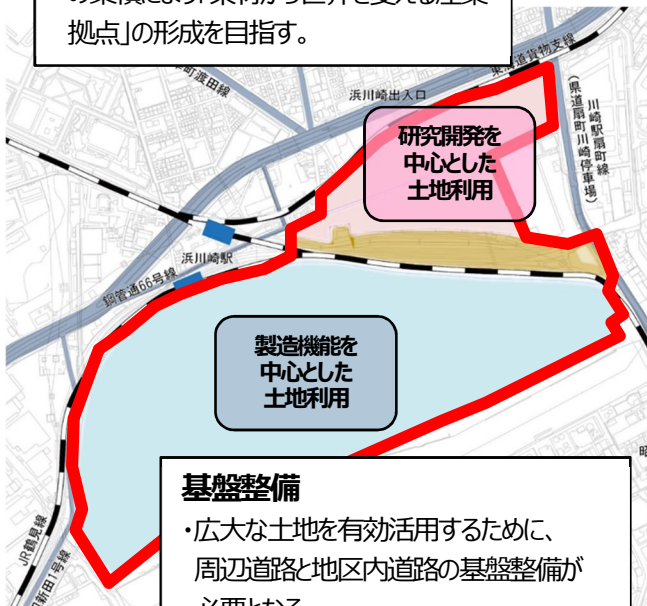
- 次世代の川崎臨海部を牽引する新産業創出拠点の形成に向け、JFE と川崎市との間で協議調整を図りながら、令和4年度に具体的なコンセプトや事業スキーム等を盛り込んだ拠点整備基本計画を策定



・ 南渡田地区

産業集積

- ・革新的な素材を生み出す研究開発機能の集積により「素材から世界を変える産業拠点」の形成を目指す。



研究開発を中心とした土地利用

製造機能を中心とした土地利用

基盤整備

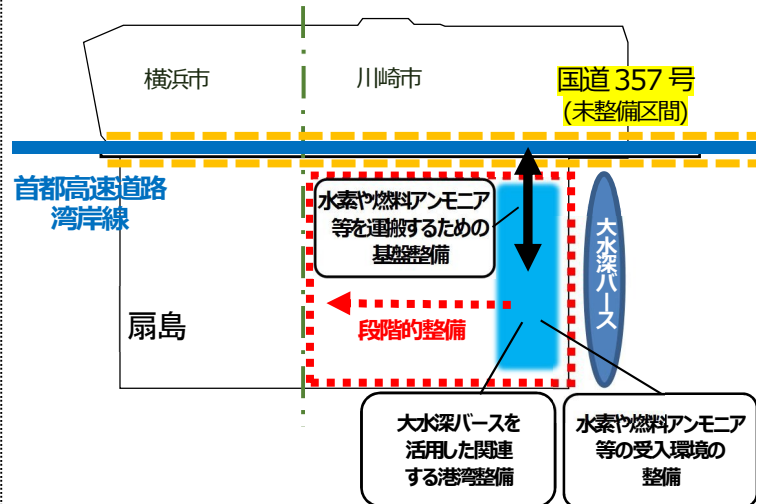
- ・広大な土地を有効活用するために、周辺道路と地区内道路の基盤整備が必要となる。

拠点形成に向けて、規制緩和をはじめ、財政、税制、金融上の**積極的かつ集中的な支援措置**が必要

・ 扇島地区

基盤整備、港湾整備

- ・水素や燃料アンモニア等の受入環境や運搬のための基盤の整備
- ・大水深バースを活用した関連する港湾整備



首都高速道路湾岸線

横浜市

川崎市

国道357号
(未整備区間)

水素や燃料アンモニア等を運搬するための基盤整備

段階的整備

大水深バース

大水深バースを活用した関連する港湾整備

水素や燃料アンモニア等の受入環境の整備

首都圏や京浜臨海部のカーボンニュートラルエネルギー利用促進に向けて、大規模土地利用転換を早期に実現するための**計画的かつ長期的な財政措置**が必要

羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について

【国土交通省】

■ 要請事項

- 1 羽田空港の新飛行経路運用について、地元住民や研究機関等から騒音・振動の影響を危惧する意見があることを踏まえ、騒音影響の大きい機材のB滑走路運用の見直し等や、減便下を含めた更なる騒音・振動軽減対策の強化を図ること。
- 2 防音工事助成制度について、殿町周辺地域は他地域と比べ、極めて大きな騒音値を計測していることから、住宅、学校、病院等に対する助成制度の見直しを図ること。また、殿町国際戦略拠点の研究施設等も助成対象に含めるとともに、今後の復便状況に応じ、専門家による科学的調査など必要な対応を行うこと。
- 3 住宅地の騒音影響把握及び市民への情報提供のための騒音測定局を増設すること。
- 4 コンビナート地域や住宅地等の上空飛行における安全対策の強化を図ること。

■ 要請の背景

- 本市に騒音影響等があるB滑走路から西向きへ離陸する新飛行経路については、他地域と比べ、極めて大きな騒音値を計測しています。さらに、殿町国際戦略拠点内の国の騒音測定局では、減便下でも大型機の一部で国の推計平均値91dBを上回る騒音が複数回計測されるなど、騒音影響が続いていることから、騒音影響の大きい機材のB滑走路からの離陸運用の見直し等や、減便下を含めたより一層の騒音・振動対策の強化を行う必要があります。
- 経路周辺の住民からは、生活環境への影響等があるため、対策を求める意見が毎年寄せられており、助成制度の見直しが必要です。また、殿町国際戦略拠点の研究施設等も助成対象に含めるとともに、今後の復便状況によっては、新たな影響も想定されるため、専門家による科学的調査などの対応が必要です。
- 落下物防止対策や、安全運航に必要な対応の強化について、国が責任を持って行う必要があります。

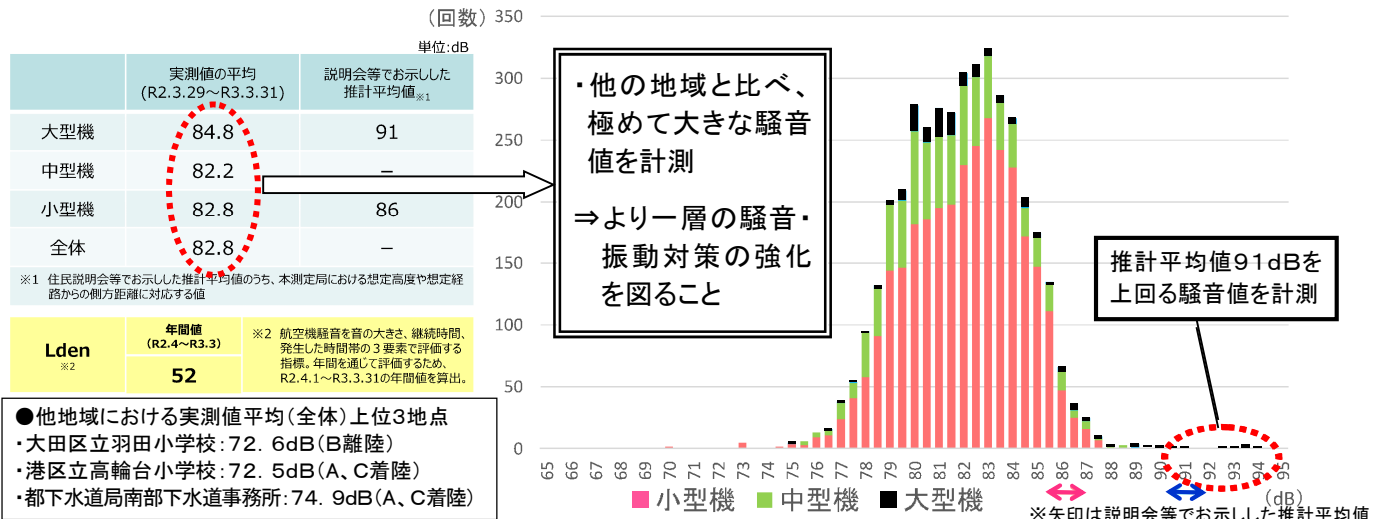
■新飛行経路

B滑走路西向き離陸
 ⇒南風運用(年間の約4割)
 運用時間:15時~19時のうち3時間
 1時間あたり20便程度

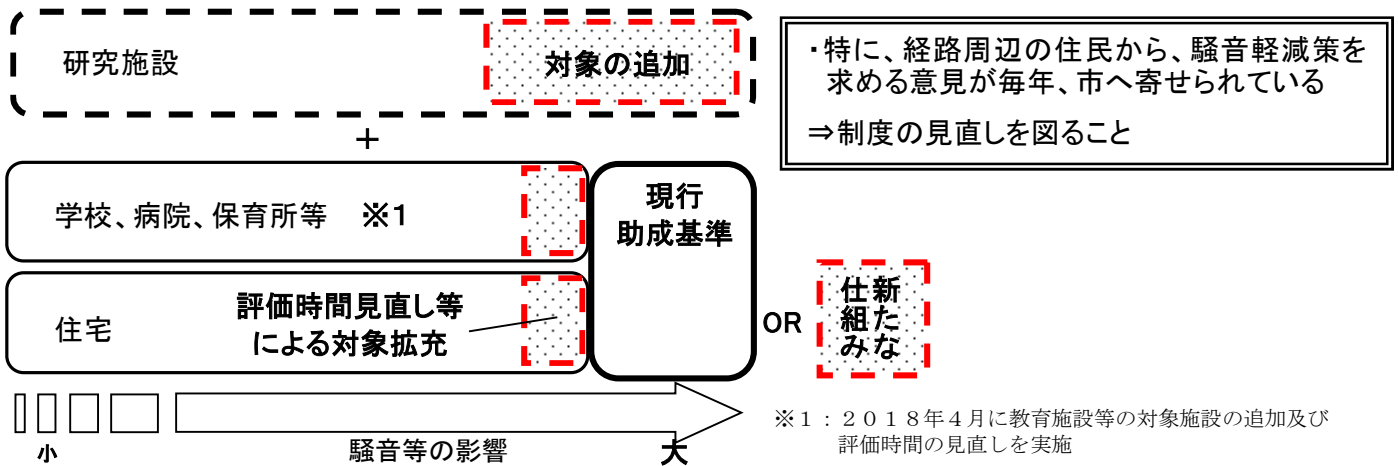


・殿町国際戦略拠点の隣接エリア及び東海道貨物支線の内陸側に住宅が多く立地
 ⇒住宅地側に騒音測定局を増設し、騒音影響のきめ細かな把握及び情報提供を行うこと

■騒音測定局(国立医薬品食品衛生研究所)の測定結果(令和2年4月1日~令和3年3月31日)



■防音工事助成制度の見直し



・特に、経路周辺の住民から、騒音軽減策を求める意見が毎年、市へ寄せられている
 ⇒制度の見直しを図ること

この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2717

住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 住宅・建築物の耐震化については、特に耐震化率の低い木造戸建住宅と耐震化の重要性の高い沿道建築物について、重点的に取組を進めており、着実に効果が表れていることから、引き続き十分な財政措置が必要です。また、新たに衛星による崖の変動観測等を行い、宅地の安全対策を促進することとしており、こうした新技術を活用した取組等が助成対象となるよう一層の制度拡充が必要です。
- 本市では、火災延焼被害が広い範囲に想定されていることから、大規模地震発生時に人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。この様な自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

■ 費用

- 令和5年度計画事業費 約63.8億円（国費 約27.5億円）
 - ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 約3.7億円（国費 約1.8億円）
 - ・ 密集市街地の改善事業 約1.2億円（国費 約0.6億円）
 - ・ 公営住宅整備事業等 約58.9億円（国費 約25.1億円）

■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

住宅・建築物等の耐震対策事業等

■住宅・建築物等の耐震化事業（民間建築物）

建築物等の耐震化の更なる促進を図るために、令和2年度に改定した「川崎市耐震改修促進計画」に基づき各種施策を推進しています。

- 目標：①住宅の耐震化率を令和7年度までに98%とする。
②特定建築物の耐震化率を令和7年度までに97%するとともに、令和7年度を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する。

(令和2年度末の耐震化率 住宅：95.6% 特定建築物：95.2%)

○目標値（住宅：95%、特定建築物：95%）⇒達成

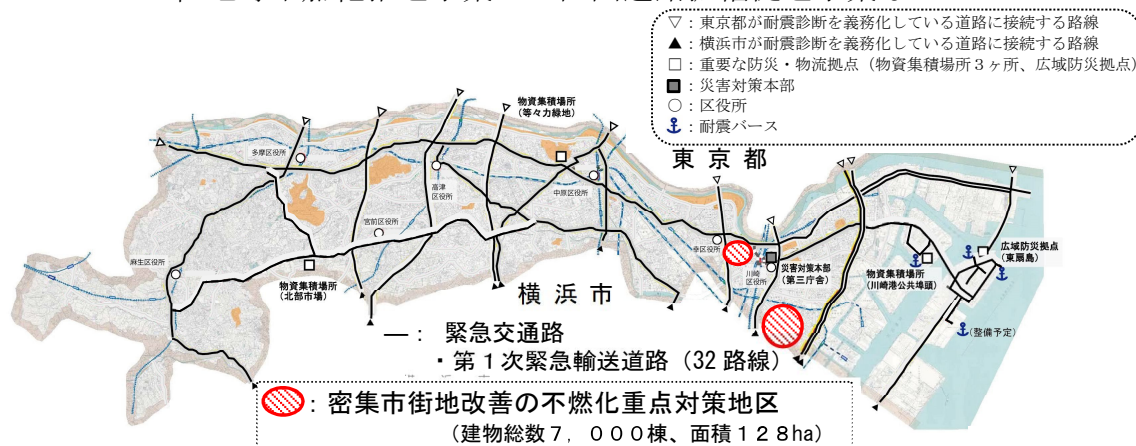
(令和3年度末の耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物：138棟)

- 主な取組：○木造住宅耐震対策 ○民間マンション耐震対策
○特定建築物等耐震対策 ○耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：不燃化重点対策地区内の焼失棟数を令和7年度末までに35%減とする

- 主な取組：○密集住宅市街地整備促進事業 ○老朽建築物除却事業
○住宅等不燃化推進事業 ○区画道路拡幅促進事業など



【不燃化重点対策地区と沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図】

公営住宅整備事業等

■公営住宅整備事業

- ・生田住宅（1棟 49戸）、真福寺住宅（1棟69戸）など

■公営住宅ストック改善事業

- ・長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全25団地 68棟）

■高齢者、障害者等の居住の安定

- ・マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2707
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993

高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

高規格堤防整備事業について、戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進、港町地区における治水安全度の向上を目指した事業推進、殿町地区における土地利用更新等の機会を捉えた機動的な対応など、着実な整備の推進を図ること。

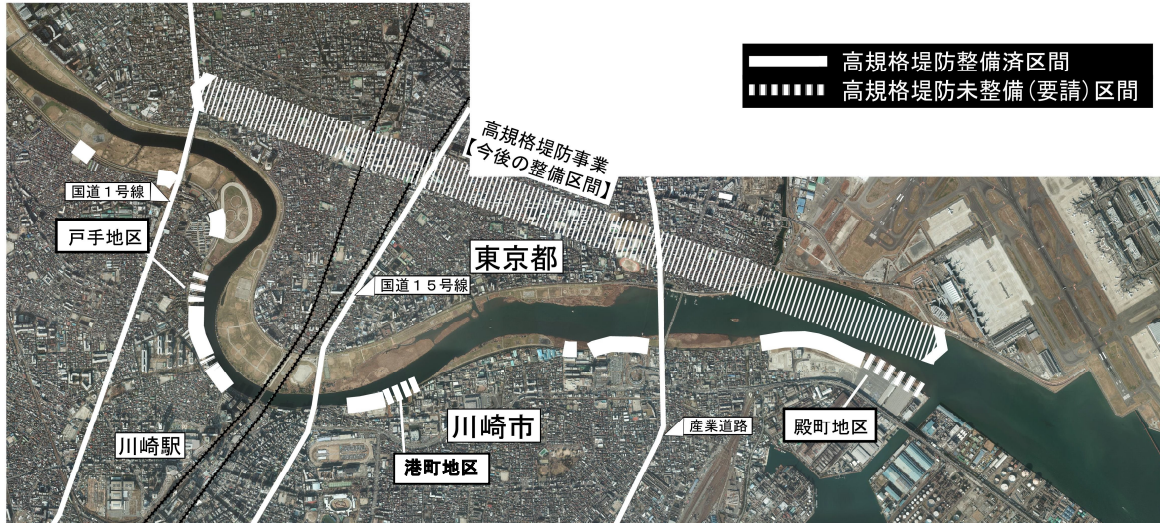
■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成 23 (2011) 年 12 月の第 7 回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道 1 号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 戸手地区は、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、台風による冠水被害などが度々生じていますが、仮に、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などで甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域であるため、残る上流部についても早期に整備を完了する必要があります。
- 港町地区については、令和元年東日本台風の際に河港水門からの越水等による浸水被害があったことを踏まえ、同地区の治水安全度の向上を図るため、現在、高規格堤防の整備を見据えた、河港水門の将来的なあり方について検討を行っていることから、高規格堤防整備を推進していく必要があります。
- 殿町地区については、国際戦略総合特区等の指定を受け、世界的なイノベーション創出拠点の形成が進んでいるところです。未整備区間においても既に施設の整備が行われている状況ではありますが、同地区の治水安全度の向上を図るためにも、土地利用の更新等の機会を捉えて、機動的に対応していく必要があります。

■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・港町地区・殿町地区（位置図）



戸手地区

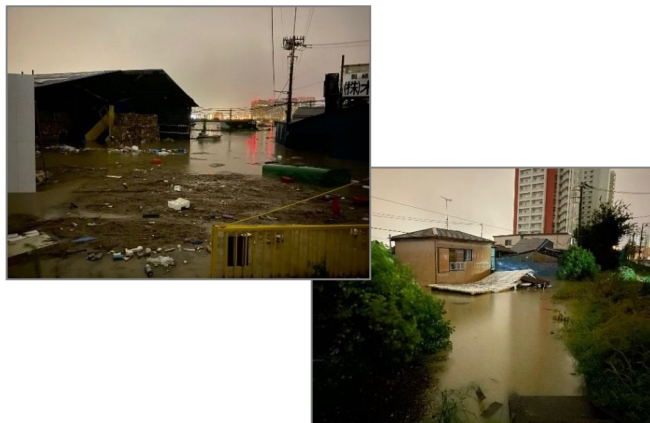


港町地区



戸手地区（上流部）

※令和元年東日本台風による被害状況



殿町地区



今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸（戸手地区、港町地区、殿町地区）の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730
建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901

五反田川放水路整備事業の推進について

【国土交通省】

■ 要請事項

五反田川放水路の令和5年度完成のために必要な財政措置を講ずること。

■ 要請の背景

- 本市は、河川の治水対策を推進するため、緊急かつ重点的対策として時間雨量50mmに対応できるよう、環境にも配慮しながら河川の改修に取り組んでいます。
- 近年、局地的な集中豪雨や観測史上の記録を上回る大雨、都市化の進展等により、都市型水害が深刻になっています。特に洪水時、下流まで約20分で流下する高低差の著しい一級河川五反田川は、下流部及び二ヶ領本川との合流部で急激な水位上昇が生じ、度重なる水害を繰り返してきました。
- 五反田川下流の二ヶ領本川は高度に都市化された地域を貫流し、河道拡幅や掘削による河道改修が困難な状況となっているため、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する五反田川放水路整備事業を進めています。
- 近年の豪雨災害の発生状況を踏まえ、「多摩川水系流域治水プロジェクト」にも位置付けられている雨水貯留施設として暫定的に活用を開始しておりますが、事業完成のために必要な財政措置が不可欠となっています。

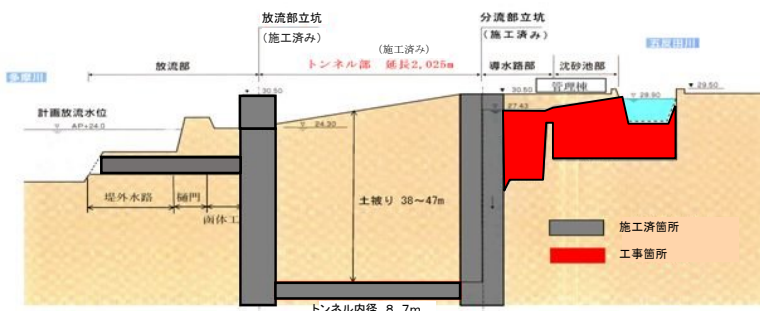
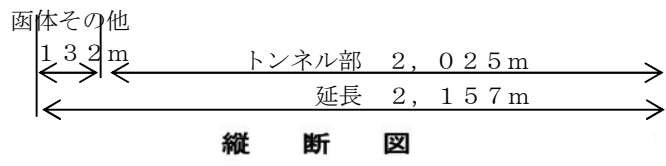
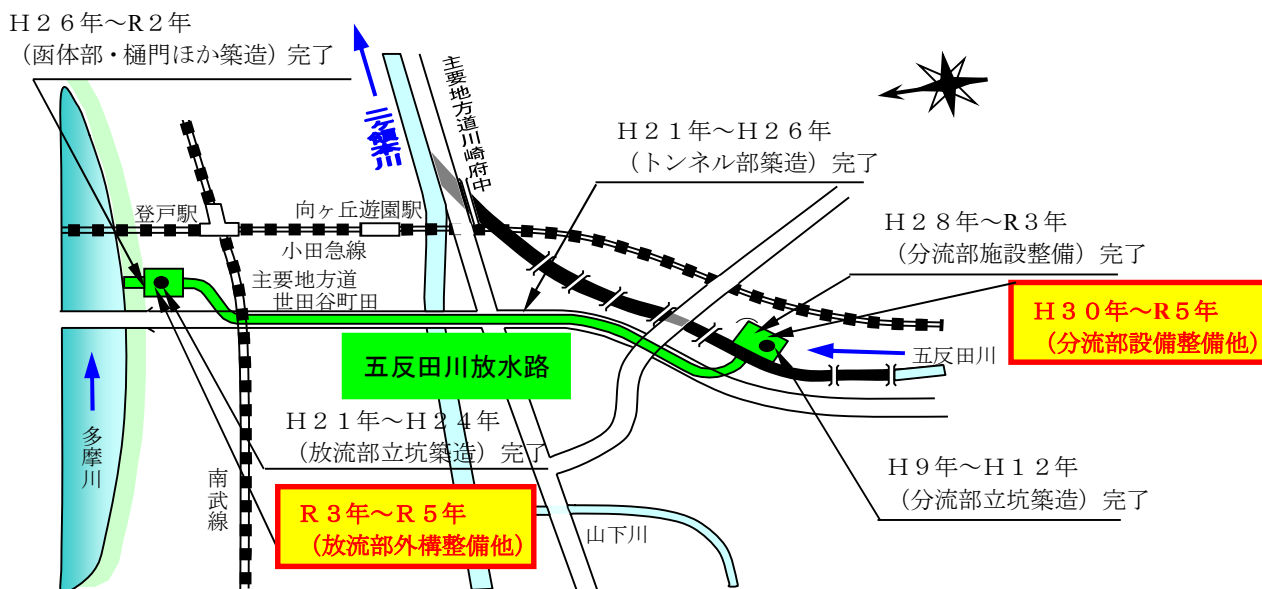
■ 費用

- 総事業費 約300億円（国費 約85.9億円、県費 約85.9億円）
- 令和5年度計画事業費 約16.6億円（国費 約4.2億円、県費 約4.2億円）

■ 効果等

- 放水路を暫定的に運用し、雨水貯留施設として活用することで、分流部下流域の浸水被害軽減に寄与します。
- 放水路下流域の五反田川及び二ヶ領本川の流下能力は、将来計画である時間雨量90mmまでの対応が可能となり、治水安全度の向上が図られます。
- 将来的には、面積約341ha、約7,100戸の浸水想定被害が解消されます。

五反田川放水路整備事業の概要



トンネル部

- 計画区間 川崎市多摩区生田8丁目～川崎市多摩区登戸新町
- 計画期間 平成4年度～令和5年度（令和2年度から暫定運用）
- 総事業費 約300億円
- 事業の概要 延長：2,157m、計画高水流量：150m³/秒
（うち地下トンネル2,025m、函体15m、樋門37m、堤外水路80m）
- 今後の事業費の見込み

		暫定運用						完成		合計※	
		H28年度まで	H29年度 当初 補正	H30年度 (2018)	R元年度 当初 補正	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)	R5年度 (2023)		
事業費	補助	国費	56.2	3.3 1.4	3.5	2.6 1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		県費	56.2	3.3 1.4	3.5	2.6 1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		市費	56.2	3.3 1.4	3.5	2.6 1.7	4.2	4.4	4.4	4.2	85.9
		小計	168.6	9.9 4.2	10.5	7.8 5.1	12.6	13.2	13.2	12.6	257.7
	単費	現年	21.2	0.5	2.6	3.4	5.6	1.8	2.6	4.0	41.7
合計	※総事業費	189.8	14.6	13.1	16.3	18.2	15.0	15.8	16.6	299.4	

五反田川放水路の令和5年度完成のために必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904